

田沢湖・角館・西木

合併協議会だより

平成15年9月1日発行

Vol.1

相互理解と信頼で町村合併を



会長 佐藤田沢湖町長

昭和の合併から半世紀、秋田新幹線の実現や国道四六号など主要国道の整備の進展、通信基盤の飛躍的な発展により、私達の行動範囲は大きく広がっています。

同時に、この地域は年間六百万人を超える人々が訪れる東北有数の観光地になっています。反面、少子高齢化の進行に歯止めがかからず、町村財政も厳しさを増しています。

水深日本一の田沢湖をはじめ、秘湯など豊富で質の高い観光資源を有する田沢湖町が、生活圈と歴史文化を共有する角館町・西木村と共に、観光産業を活かした活力ある北東北の拠点都市を目指す町づくりを合併により実現しようとしております。

三か町村の人々の相互理解と相互信頼がより一層深まり、目的が立派に達成されるよう願ってやみません。

新市名は白熱して当然
ただし、合併の目的を忘れずに

いよいよ合併論議が活発になってきました。新市の名称が具体化してくると、みなさんの間でも様々なお話がなされるものと思います。

三町村の枠組みについては色々なご意見もあるうかと思いますが、道州制を見据えた北東北との係わり、新しい観光のまち再構築、交流がもたらす産業経済への波及等が関係町村の共通した「合併の目的」です。

現在、新市の名称が継続協議になっていますが、合併後、観光を特化

理想郷を目指して

梅雨明け宣言がないまま、冷夏という異常気象の中で、かつて平成五年の大冷害を思い起こすとき、一日も早い天候回復を期待しているところでございます。



副会長
田代西木村長

させた「攻めの行政」を進めるためには、こと、市名については本音でぶつかり合って当然といえます。人の動きは経済効果を活性化させます。そして、その延長線上に「少子高齢化対策」の糸口があります。今後も絶えず「合併の目的」を確認しながら取り組んでいきます。



副会長
太田角館町長

さて、地方分権の一層の進展により、市町村の役割はますます重要となっております。

市町村が地域の総合的な行政主体として、福祉や教育・まちづくり、住民ニーズの多様化に対応するため、三町村で組織する合併協議会が発足し、五回の協議会を重ねて参ったところでございます。

様々な課題を大いに議論し、その中から三町村それぞれの特色を生かした住み良いまちづくり計画を、住民の皆さまに提案しながら合併に向けて努力して参りたいと存じます。

法定協議会設置から第四回合併協議会までの報告事項と協議事項について

協議会設置調印式

四月一日、午後一時三十分から田沢湖・角館・西木合併協議会（法定）設置の調印式が西木村総合開発センターを会場に関係者二十二人が出席し、開催されました。

協議会の会長には、佐藤田沢湖町長が、副会長には、太田角館町長、田代西木村長が選任されました。



3町村長で看板をかかげる
(4月1日/西木村役場)

第一回合併協議会

四月十日、午後二時から第一回合併協議会が田沢湖町総合開発センター大集会室を会場に開催されました。

提出された報告事項、協議事項は、次のとおりです。

【報告事項】

報告第一号

田沢湖・角館・西木合併協議会規約について

報告第二号

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会設置規程について

報告第三号

田沢湖・角館・西木合併協議会専門部会設置規程について

報告第四号

田沢湖・角館・西木合併協議会分科会設置規程について

報告第五号

田沢湖・角館・西木合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程について

報告第六号

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局規程について

報告第七号

田沢湖・角館・西木合併協議会財務規程について

報告第八号

田沢湖・角館・西木合併協議会会議傍聴要綱について
報告第九号
平成十五年度田沢湖・角館・西木合併協議会予算について

【協議事項】

協議案第一号

田沢湖・角館・西木合併協議会会議運営規程の制定について
(協議結果)

協議の基本方針（会議は原則として公開する等）、会議の進行（会議の議事は原則として全会一致で進める等）など原案を了承しました。

協議案第二号

田沢湖・角館・西木合併協議会日程について
(協議結果)
原則として毎月第四金曜日とし、



第1回合併協議会
(4月10日/田沢湖町総合開発センター)

必要に応じて、臨時会を開催することと確認しました。

協議案第三号

合併の方式について
(協議結果)

旧町村の区域を持って新しい自治体を設置する新設合併（対等合併）とすることと確認しました。

協議案第四号

合併の期日について
(協議結果)

平成十七年三月末日以前とすることと確認しました。

第二回合併協議会

五月二十三日、午後一時三十分から第二回合併協議会が西木村総合開発センター集会室を会場に開催されました。

提出された報告事項、協議事項は、次のとおりです。

【報告事項】

報告第十号

専門部会名簿について

報告第十一号

合併協議会スケジュールについて

【協議事項】

協議案第五号

新自治体の名称について

(協議結果)

各委員から出されたいろいろな意見を参考に、新自治体にふさわしい名称を、これからも継続して協議することと確認しました。

協議案第六号

新自治体の事務所の位置について

(協議結果)

各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とし、本庁舎の位置、分庁舎の役割分担等については、今後の協議会で継続して協議していくことと確認しました。

なお、住民に対する窓口業務については、本庁舎・各分庁舎で同一のサービスができるようにすることと確認しました。

協議案第七号

財産の取扱いについて

(協議内容)

三町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新自治体に引き継ぐことと確認しました。

協議案第八号

一般職の職員の身分の取扱いについて

(協議結果)

三町村の一般職の職員は、すべて新自治体の職員として引き継ぐ。

職員数については、新自治体で定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、合併後速やかに給与の格差是正を行う。以上のように確認しました。

協議案第九号

新市町村建設計画の概要について

(協議結果)

事務局から示された概要に従ってその内容を具体的に協議、検討し、協議会に諮っていくことと確認しました。



第2回合併協議会
(5月23日 / 西木村総合開発センター)

第三回 合併協議会

六月二十七日、午後一時三十分から第三回合併協議会が、角館広域交流センター多目的ホールを会場に、開催されました。

提出された報告事項、協議事項は、次のとおりです。

【報告事項】

報告第十二号

平成十四年度仙北北部合併協議会歳入歳出決算について

報告第十三号

田沢湖・角館・西木合併協議会ホームページの開設について

【協議事項】

協議案第五号 (継続協議)

新自治体の名称について

(協議結果)

三町村長と仙北地域振興局長を除く二十四名の委員から自分の考えている名称とそれを選んだ理由を提出していただき、次回以降の協議のたたき台にすることと確認しました。

協議案第六号 (継続協議)

新自治体の事務所の位置について

新自治体の名称が決まってから、



第3回合併協議会
(6月27日 / 角館広域交流センター)

検討することで、継続して協議していくことと確認しました。

協議案第十号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

(協議結果)

協議会委員による専門小委員会をつくり、その中でいろいろな協議を重ね、素案を協議会に提案していただき、協議会で協議することと確認しました。

協議案十一号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

(協議結果)

前協議会と同様に専門小委員会で協議することと確認しました。

協議案第十二号

地方税の取扱いについて(その一)
 (協議結果)

三町村の調整により、実際にどれぐらいの増減額が出るのか、次回に資料を提示するということと継続して協議することを確認しました。

協議案第十三号

田沢湖・角館・西木合併協議会規約の一部改正について
 (協議結果)

議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて的小委員会設置の案件で原案を了承することで確認しました。

協議案第十四号

田沢湖・角館・西木合併協議会小委員会設置規程の制定について
 (協議結果)

前協議案同様、小委員会設置規程の制定案で原案を了承しました。

第四回 合併協議会

七月二十五日、午後一時三十分から第四回合併協議会が、田沢湖町総合開発センター大集会室を会場に、開催されました。

提出された報告事項、協議事項は、次のとおりです。

【報告事項】

報告第十四号

議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会委員の指名について
 (協議事項)

協議案第五号 (継続協議)

新自治体の名称について
 (協議結果)

アンケート結果を参考に、三町村長の考え方も加え、次回協議するということと継続協議としました。

【委員のアンケート結果】

角館市	七名
田沢湖市	六名
北の都市	五名
北都市	三名
北浦市	一名
東あきた市	一名
東秋田市	一名

協議案第十二号 (継続協議)
 地方税の取扱いについて(その一)
 (協議結果)

住民税、固定資産税、入湯税の調整を行い、その他の税については、現行のとおりとすること、確認しました。

【地方税についての調整結果】

町村民税の四期目の納期限を角

田沢湖・角館・西木合併協議会委員名簿

(敬称略)

町村名	職名	氏名	役職名
田沢湖町	町長	佐藤 清雄	会長
	助役	高橋 正男	
	教育長	千葉 勇義	
	議会議長	田口 喜雄	
	議会議員	信田 幸雄	
	議会議員	稲田 修博	
	住民代表	堀川 光博	
角館町	町長	小松 直子	副会長
	助役	細川 雪文	
	教育長	太田 芳次	
	議会議長	田口 勝一	
	議会議員	小林 佳雄	
	議会議員	熊谷 信男	
	議会議員	沢田 章均	
西木村	村長	辻 陽一	副会長
	助役	山本 真紀子	
	教育長	三杉 千代志	
	議会議長	田代 雄孝	
	議会議員	佐藤 健一	
	議会議員	佐久間 善彦	
	議会議員	伊藤 邦彦	
秋田県	住民代表	武藤 昭男	
	住民代表	鈴木 重藏	
	住民代表	門脇 明子	
	住民代表	藤井 けい子	
秋田県	仙北地域振興局長	鈴木 峰晴	

館町(十二月二十八日)に合わせる。

法人町民税の税率を田沢湖町・西木村(十二・三%)に合わせる。

固定資産税の土地評価額について、不均衡が見込まれるものもあり、合併後の評価換えにおいて、調整する。

入湯税については、田沢湖町・西木村(入湯客一人一日百五十円)に合わせる。

協議案第十五号

特別職の職員の身分の取扱いについて

(協議結果)

法令等の定めに従い調整案のとおり調整することと確認しました。

協議案第十六号

介護保険事業事務の取扱いについて

(協議結果)

三町村とも、大曲仙北広域市町村圏組合の介護保険事務所で行っているため、現行のとおりとすることと確認しました。

議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会報告

(第一回小委員会)

七月十五日、午後二時から田沢湖町役場会議室を会場に、委員九人全員が出席して開催されました。

この小委員会は、民間から選ばれた各町村の協議会委員三名ずつで構成されます。

当日の委員会では、次回から実質協議に入れるよう、事務局より特別の内容や先進事例等の資料の説明が行われました。

(第二回小委員会)

八月七日、午後一時三十分から西木村総合開発センターを会場に、開催されました。

まず、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に堀川光博委員(田沢湖町)が、副委員長に山本陽一委員(角館町)、藤井けい子委員(西木村)が選出されました。

続いて委員会のスケジュール(案)について話し合わせ、

委員会は基本的に月一回開催。ただし必要があるときは、臨時に行う場合もある。
八月下旬に各町村議会の議長が

ら、また九月に各町村の農業委員会の会長から、各々の意向を伺う。
それらを参考に、委員会としての意見を十月の協議会に提示する。

(第三回小委員会)

八月二十五日、午後一時三十分から西木村総合開発センターを会場

に、開催されました。
当日の委員会では、各町村議会の意向を伺うため、各議長さんから出席をいただきました。
各町村からいろいろな意向を伺い、それを参考にその後、委員で検討を行いました。
次回の委員会は九月十二日に行われ、各町村の農業委員会の意向を伺う予定です。

ら西木村総合開発センターを会場



第2回小委員会
(8月7日/西木村総合開発センター)

☆(議会議員の定数特例及び在任特例について)

議会議員の身分に関する取扱いについては、合併関係町村の協議により、次の5つから選択できます。(新市の議員の上限数「26人」)

- 「合併特例法による特例を適用しない。」
上限数「26人」以内で定数を定め、合併の日から50日以内に選挙を行う。(任期は4年)
- 「合併特例法第6条による定数に関する特例を適用する。」(定数特例)
上限数「26人」の2倍を超えない範囲(52人以下)で定数を定め、合併の日から50日以内に選挙を行う。(任期は4年)
- 「合併特例法第7条による在任に関する特例を適用する。」(在任特例)
現在の町村議員が合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併町村の議会の議員として、在任することができる。
「旧町村ごとに条例で選挙区を設ける。」
- ア「合併特例法第6条による定数特例を適用しないで選挙区を設ける。」
上限数「26人」以内で定数を定め、旧町村ごとに条例で選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、合併の日から50日以内に選挙を行う。(任期は4年)
なお、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。
- イ「合併特例法第6条による定数特例を適用して選挙区を設ける。」
上限数「26人」の2倍を超えない範囲(52人以下)で定数を定め、旧町村ごとに条例で選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、合併の日から50日以内に選挙を行う。(任期は4年)
なお、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。

☆(農業委員会の定数・任期等に関する制度の内容について)

- 新設合併については、次の2つの原則と、3つの特例措置があり、それらから選択することになります。
- 「合併後1農業委員会を設置」(原則)
合併関係市町村の農業委員会は全て廃止され(したがって、当該農業委員会の選挙委員、選任委員とともに身分を失い)、新設の市町村につき1個の農業委員会となります。選挙委員については、合併の日から50日以内に一般選挙を行います。また選任委員については、速やかに選任します。
- 「合併後1農業委員会を設置」(在任特例)
合併関係町村の協議により、10人以上80人以内の範囲で定められた数の者に限り、市町村の合併後1年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができます。
協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、一般選挙が行われます。なお、選任委員については、速やかに選任します
- 「合併後2以上の農業委員会を設置」(原則)
合併後の新市町村が、市町村区域面積が24,000haを超える、又は、農地面積が7,000haを超える場合は、新市町村に2以上の農業委員会を設置することができる。この場合、合併の日から50日以内に各農業委員会ごとに一般選挙を行わなければならない。なお、選任委員については、各委員会ごとに速やかに選任します。
- 「合併後2以上の農業委員会を設置」(在任特例)
「合併後2以上の農業委員会を設置」する場合においても、のように在任特例があります。なお、選任委員については、速やかに選任します。
- 「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」(特例)
合併後の新市町村が、市町村区域面積が24,000haを超える、又は、農地面積が7,000haを超える場合であって、新市町村に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は新市町村の農業委員会となってそのまま存続することができる。(農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。)

選挙委員...一般選挙で選ばれる農業委員。
選任委員...農業協同組合、農業共済組合、議会から推薦される農業委員。

田沢湖・角館・西木
合併協議会委員

先進地視察研修

七月二十九日から三十日の日程で、新潟県の北蒲原（きたかんばん）郡南部郷合併協議会と北魚沼六か町村合併協議会の視察研修を行いました。

研修には、三か町村長を含め委員十九名、各町村職員、事務局を加え計二十六名が参加しました。

最初の研修地、北蒲原郡南部郷合併協議会（安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村）事務局（水原町役場）を、二十九日に訪れました。

同協議会は平成十六年四月一日に「阿賀野市（あがのし）」として、合併することが決まっています。

研修では、あらかじめ提出してい



あいさつする本田会長（安田町長）

た質問事項に沿って、法定協議会設置から現在までの協議会の経緯の説明を吉野事務局長より受けた後、質疑に入りました。

委員からは、現在協議会で継続審議されている「新市の名称」や「議会議員の定数及び任期」などについての質問や、もつとも時間のかかった協議は何だったのかなどの質問が積極的に出されました。



委員からは積極的に質問が出される。

翌三十日は、北魚沼六か町村合併協議会（堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村）の堀之内町を訪れました。

同協議会は平成十六年十一月一日に「魚沼市（うおぬまし）」として、合併することが決まっています。



経過説明する星野堀之内町長

研修では、前日同様、協議会の経緯の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員からは、ここでもやはり「新市の名称」や「議会議員の定数及び任期」などの質問、また当新市でも行われる「分庁舎方式」についてのメリットや問題点について、さらに地域イントラネット（情報通信基盤）の整備状況についての質疑応答が行われ、充実した視察研修になりました。



協議内容についての質問が次々に出された。

事務局より

法定協議会が四月に発足して、早五カ月。協議会の経過等につきましては、これまで各町村の広報でお知らせしておりましたが、ようやく協議会だよりを発行することができました。

これから協議会等の様子について、どんどんお知らせできるようにがんばりますので、よろしくお願いたします。

第6回 合併協議会

9月26日(金)
午後1時30分から
角館町 大安閣

合併協議会は、どなたでも傍聴できます。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

編集・発行／田沢湖・角館・西木合併協議会

〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47
TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934
HP <http://www.hana.or.jp/~gappei/>